

社会福祉法人日向更生センター 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日向更生センターの役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、交通費等の実費弁償費を含めた日額とする。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、一人あたりの各年度の総額が50,000円を越えない範囲で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、一人あたりの各年度の総額が50,000円を越えない範囲で、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給するこ

とができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(旧規則の廃止)

平成10年4月1日より実施の役員・評議員旅費規程は、これを廃止する。

別表1

名 称	報酬額	
	(1日あたり)	(年間総額)
理事会・評議員会 評議委員選任解任委員会 出席報酬等	5,000円	50,000円

別表2

名 称	報酬額
理事長業務報酬等	5,000円
理事業務報酬	5,000円
監事監査指導報酬	5,000円

別表3

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
5,000円	実費	実費	実費

平成29年度理事の報酬上限額

理事に対する報酬は、常勤理事及び非常勤理事の別に「役員等報酬規程」により下記の額を上限とする。

①常勤理事（3名）

支給区分	算定基準	上限額	支給方法
業務執行にかかる報酬	職員としての給与	19,500,000円	給与振込

②非常勤理事（4名）

支給区分	算定基準	上限額	支給方法
理事会・評議員会出席	一人当たり年総額 50,000円以内	200,000円	現金払い
理事長業務 (施設長会議、他法人及び施設行事への出席)	1回あたり 5,000円	100,000円	現金払い
理事業務 (法人及び施設行事への出席)	1回あたり 5,000円	40,000円	現金払い
研修等への出席	1回あたり 5,000円	40,000円	現金払い
年間上限額		380,000円	

平成29年度監事の報酬上限額

監事に対する報酬は、「役員等報酬規程」により下記の額を上限とする。

支給区分	算定基準	上限額	支給方法
理事会・評議員会出席	一人当たり年総額 50,000円以内	100,000円	現金払い
所轄庁の指導監査への立 会い	1回あたり 5,000円	30,000円	現金払い
法人及び施設の運営状況 の指導監査業務	1回あたり 5,000円	30,000円	現金払い
研修等への出席	1回あたり 5,000円	20,000円	現金払い
年間上限額		180,000円	